

「証人・内部通報者の保護及び協力の確保」

～第149回国際研修を終えて

国連アジア極東犯罪防止研修所 教官 谷中 文彦

1 はじめに

アジア研では、平成23年8月25日から同年9月30日までの間、海外から8か国10名、国内から6名の参加を得て、「証人・内部通報者の保護及び協力の確保」を主要課題とした第149回国際研修を実施しました。参加者は、海外・国内の全員が、警察官、検察官、裁判官、麻薬取締官といった刑事司法に携わる実務家でした。

本稿では、主任教官の立場から、本研修の概要を御紹介したいと思います。

なお、以下、意見にわたる部分は、筆者の私見です。

2 主要課題の趣旨及び研修の概要

腐敗や組織犯罪との闘いにおいて、これらの犯罪を適切に捜査し、犯人を起訴し、有罪判決を得て処罰することが必要不可欠です。しかし、これらの犯罪は、巧妙な手法を用いて敢行され、犯罪の痕跡や物的証拠をほとんど残さないことがほとんどです。したがって、証人の証言が、犯人を処罰するために決定的に重要な役割を果たしています。また、内部通報者による通報も汚職などの違法行為を明らかにする上で、重要な役割を果たしています。

しかしながら、生命身体の安全に対する不安から、あるいは、解雇、降格等の不安から、証人や内部通報者が刑事司法機関に名乗り出て協力をすることをちゅうちょすることが少なくありません。特に、組織犯罪や有力者が関与する汚職犯罪においては、証人及びその家族の生命身体の安全が危険にさらされることがしばしば起こります。

したがって、腐敗や組織犯罪対策において、証人や内部通報者を保護し、その協力を確保する効果的な措置を確立することが極めて重要になっています。

本研修の目的は、証人・内部通報者の保護及び協力について、参加各国における問題点の改善・強化策を検討することにより、参加各国における犯罪の防止及び刑事司法の充実・発展に寄与するとともに、参加者の相互理解を促進し、各国の実務改善のための継続的な情報交換に向けたネットワークを構築することにあります。

本研修では、まず、証人・内部通報者保護の実態及びその対策の実情について参加者が自国の紹介をし、それぞれが抱える問題点を共有した後、これらの問題に対する国際的な取組について、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）条約局上級専門家のカレン・クレマー氏の講義を受けました。また、先進的な取組を行っている米国の在フィリピン大使館司法省アタッシェのロバート・コートニー氏及びフィリピン司法省検察局次長検事のセヴェリノ・ガーニャ氏から、両国で実施されている効果的かつ実効的な証人保護プログラム等に関する講義を受けました。

加えて、国内からも、東京大学千田恵介教授及びカンボジア特別法廷裁判官の野口元郎アジア研教官らから、テロリズム犯罪の捜査公判における証人保護や国際法廷における証人保護などに関する専門的な講義を受けました。

その後、参加者は、2つのグループに分かれ、証人・内部通報者の保護及び協力の確保という主要課題に関して、現状、問題点、採るべき対策等について討議し、ベストプラクティスや、国として取り組むのが望ましいと思われる事項について提案をまとめ、これを発表しました。

その中では、証人や内部通報者を保護する立法、処罰の軽減、起訴免責及び司法妨害罪の立法の必要性が高いこと、このような立法がなくても暫定的にこれらに対応する措置を講じる必要性が高いこと、予算、インフラ、人材が少ない中、優先順位を付けて、できることから実施していくべきであること、関係機関の連携、人材育成、国際的・地域的協力の構築等が必要であることなどの提案がなされました。

また、警察による証人保護が重要であること、証人保護の立法化、組織的枠組の構築が必要であること、包括的証人保護プログラムは、証人を保護する上で有効的ではあるが、その必要性、経費などを考慮して慎重に導入を検討すべきであること、必要な予算措置をとること、被害者証人の場合、二次被害を与えないように考慮する必要があることなどの提案がなされました。

3 終わりに

今回の研修では、バルバドス、エルサルバドル、インド、インドネシア、ネパール、パナマ、セントルシア、タンザニア、そして日本といった、地域も規模も経済力も様々な国々から参加者を得ました。そのため、前提として、各国の刑事司法の実情をお互いに共有するためのペーパーを各参加者から提出してもらい、各国の刑事司法の基礎知識の共有を図るなど、新しい取組を行いました。

また、今回の研修テーマが証人等をいかに保護し、いかにその協力を得るかという、正に、参加者が日常の業務の中で日々奮闘している身近なテーマであったことから、全ての研修参加者が熱心に研修に参加し、特に、講義の度に、講師に盛んに質問を繰り返していたのが強く印象に残りました。

このような熱心な取組は、グループ討議の場において顕著で、各参加者が積極的に議論に参加し、自国の問題点をあぶり出し、その問題点に対処する他国の法制度を学び、少しでも自国にとって有益な情報や知識を得ようと精一杯努力していました。

そして、海外参加者から、「証人保護というと、米国の証人保護プログラムのような大規模で予算もかかる特別な措置だと思っていた。しかし、すでに自国にある制度が証人の保護につながっていることが分かったし、今すぐに、自国でもできる制度があることが分かった。この研修の成果を活かしていきたい。」などといった意見が出され、研修の成果が上がっていることが実感できました。

加えて、約6週間、全員で同じ寮で朝から晩まで生活を共にし、議論を戦わせ、酒を飲み交わし、たわいもない雑談をし、休日に観光に行くなど、参加者が積極的に交流したことから、日に日に全員がファミリーのような雰囲気になっていきました。

このような、友情は一生の財産になるでしょうし、筆者自身、このような研修に関わることができたことをうれしく思っています。参加者一人一人に感謝したいと思います。最後になりましたが、この研修に御協力いただきました各関係機関、各関係者の皆様

には，大変お世話になりました。皆様の御協力なくして，研修の成功はなかったと思います。ここに厚く御礼申し上げます。